

議案第 6 5 号

世田谷区学校給食費に関する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 堀 恵子

(提案説明)

平成 2 9 年 4 月からの学校給食費の公会計化に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区学校給食費に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）及び世田谷区学校給食費の徴収に関する事務の委任に関する規則（平成28年12月世田谷区規則第112号）の規定に基づき、世田谷区立小学校（以下「小学校」という。）及び世田谷区立中学校（以下「中学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

### (学校給食費の額)

第3条 1食当たりの学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする。

### (学校給食費の納付)

第4条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）は、毎月末日までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める場合は、納付期限を変更することができる。

2 学校給食費の納付方法及び納付額は、教育委員会が別に定める。

### (申込書等の提出)

第5条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等は、あらかじめ別に定める申込書兼口座振替依頼書を提出しなければならない。

2 保護者等が前項の申込書兼口座振替依頼書を提出しない場合において児童又は生徒が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について当該保護者等の申込みがあったものとして当該保護者等に対して前各条の規定を適用する。

### (児童及び生徒以外の者への準用)

第6条 前3条の規定は、児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の

提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて準用する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、学校給食費に関し必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小学校並びに世田谷区立  
玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校において実施する学校給食にあつては、平成3  
0年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費(第6条において準用する第4条  
第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を  
含む。)から適用する。

別表(第3条関係)

区分	1食当たりの額
1 小学校の第1学年及び第2学年の学校給食の提供を受ける 児童	244円
2 小学校の第3学年及び第4学年の学校給食の提供を受ける 児童	272円
3 小学校の第5学年及び第6学年の学校給食の提供を受ける 児童	294円
4 世田谷区立学校給食調理場設置条例(昭和46年3月世田 谷区条例第13号)第1条に規定する調理場において調理し た学校給食の提供を受ける中学校の生徒	313円
5 前項の生徒以外の学校給食の提供を受ける中学校の生徒	337円